

地域コミュニティセンターの再開に向けたガイドライン等

令和2年5月18日

1 施設再開予定日

令和2年（2020年）5月21日（木）以降、準備が整った施設から順次再開

2 再開に当たっての基本方針

- 本市独自のリスクレベルが「2 警戒」である。
- 国及び県の定める基準、他都市の再開状況等を参考にし、感染防止対策が講じられていることを条件とする。
- ※リスクレベルが引き下げられた場合には、改めて条件等を整理する。
- ※リスクレベルが引き上げられた場合には、再度、休館する場合がある。

3 感染防止対策

（1）共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、（換気扇を回し）2方向で換気を行う。
（冷暖房使用时含む：30分に1回以上、数分程度、窓を全開する。）
- ・換気ができない部屋を使用しない。
（個室などの、窓のない密閉した部屋は使用しない。）

イ 密集場所を避ける

- ・人と人の間隔（2mを目安）を十分に確保する。
- ・対面ではなく横並び、又は、互い違いで座る。

ウ 密接場面を避ける

- ・入室（利用）人数の制限。行事等終了後は速やかに退館する。
- ・入退出時や会計時等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・発熱や風邪、味覚障害、倦怠感等の症状がある方の利用制限や職員の勤務制限。
- ・咳エチケット、石鹸等での十分な手洗い、手指消毒の徹底。
- ・利用者及び職員に対するマスク着用の徹底。
- ・飛沫感染のリスクが高い、合唱、カラオケ、ダンスなどや、呼気が激しくなる室内運動の禁止。
- ・同時に複数人が同じ道具（器具）を使用する活動の禁止。
- ・施設の適正な（清拭）消毒や清掃。（定期的にドアノブ、手すり、机、椅子、その他誰もが手に触れる部分等）
- ・調理室、給湯室の使用禁止。

- ・トイレ等の共通のタオルの使用禁止。
- ・鼻水、唾液などがついたごみ等は、ビニール袋にただちに入れ密封し、持ち帰ること。（ゴミ箱等の使用禁止）
- ・万が一に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、利用者の連絡先を把握。（チェックリストの提出）
- ・感染防止対策についてのポスター等の掲示。

（２）入室（利用）人数の制限

- ・人と人の間隔（２ｍを目安）を十分確保できるよう人数制限を設け、活動中は常に間隔を保ってください。
- 各施設の構造、部屋の広さ等により工夫をしてください。
- （例：部屋の面積 m^2 / （ $2 \times 2 m^2$ ）＝利用人数、透明ビニールカーテンの設置など）

（３）対策チェックリスト

ア 利用団体

- ・利用団体の代表者に記入していただき、感染防止対策について十分に説明する。
- また、その他の利用者の名簿、配席図の作成を依頼するとともに、感染が疑われる体調不良者が発生した場合は、必ず連絡するようコミュニティーセンター等の連絡先が記入された部分を切り取り渡す。

イ 施設管理者

- ・再開時と１週間に一回「感染症防止対策チェックリスト」を使用して、チェックを行う。

※それぞれのチェックリストは各施設で保管しておいてください。（個人情報の取り扱いに注意）

（４）清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面（ドアノブ、手すり、机、椅子など）を、利用前後に清拭消毒することが重要。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

（５）トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ・共通のタオルは禁止する。（トイレに限らない。）

（６）留意点

- ・症状がなくても感染しているかもしれないという視点で、利用条件を設けている

ことを念頭に行動してください。

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を行ってください。
- ・マスク着用時は、喉の渇きに気づきにくく熱中症リスクが高まっています。こまめな水分補給に努めてください。

(7) 感染者、感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

※各区役所の取り扱いをご記入ください。

例

- ・各施設管理者は感染者が発生した場合の一時退避場所等の具体的な対応を事前に想定しておいてください。

ア 感染者（利用者・職員）が発生した場合

イ 感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

- ・医療機関から感染が疑われると診断を受け、PCR 検査等を実施している場合



ただちに利用者及び職員は一時退避し、当該施設を閉鎖。
○区総務企画課に連絡の上、指示を仰ぐ。

ウ 感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

- ・医療機関等、未受診の場合（自己判断）



申告者へ「新型コロナ相談センター」への相談を促し、結果を連絡していただくようお願いする。
○区総務企画課に報告する。

地域コミュニティセンターの再開に向けたガイドライン等

一部緩和 令和2年7月10日

1 施設再開予定日

令和2年（2020年）5月21日（木）以降、準備が整った施設から順次再開

2 再開に当たっての基本方針

- 本市独自のリスクレベルが「2 警戒」以下である。
- 国及び県の定める基準、他都市の再開状況等を参考にし、感染防止対策が講じられていることを条件とする。
- ※リスクレベルが引き下げられた場合には、改めて条件等を整理する。
- ※リスクレベルが引き上げられた場合には、再度、休館する場合がある。

3 感染防止対策

（1）共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、（換気扇を回し）2方向で換気を行う。
（冷暖房使用时含む：30分に1回以上、数分程度、窓を全開する。）
- ・換気ができない部屋を使用しない。
（個室などの、窓のない密閉した部屋は使用しない。）

イ 密集場所を避ける

- ・人と人の間隔（原則2m少なくとも1m）を十分に確保する。
- ・対面ではなく横並び、又は、互い違いで座る。

ウ 密接場面を避ける

- ・入室（利用）人数の制限。行事等終了後は速やかに退館する。
- ・入退出時や会計時等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・発熱や風邪、味覚障害、倦怠感等の症状がある方の利用制限や職員の勤務制限。
- ・咳エチケット、石鹸等での十分な手洗い、手指消毒の徹底。
- ・利用者及び職員に対する必要に応じたマスク着用の徹底（熱中症に注意し、運動中などは適宜外す）。
- ・飛沫感染のリスクが高い、カラオケ、合唱、ダンスなどや、呼気が激しくなる室内運動の制限。※効果的な対策が講じられれば許可する。
- ・同時に複数人が同じ道具（器具）を使用する活動の制限。※効果的な対策が講じ

られれば許可する。

- ・施設の適正な（清拭）消毒や清掃。（定期的にドアノブ、手すり、机、椅子、その他誰もが手に触れる部分等）
- ・調理室、給湯室の使用制限。※効果的な対策が講じられれば許可する。
- ・トイレ等の共通のタオルの使用禁止。
- ・鼻水、唾液などがついたごみ等は、ビニール袋にただちに入れ密封し、持ち帰ること。（ゴミ箱等の使用禁止）
- ・万が一に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、利用者の連絡先を把握。（チェックリストの提出）
- ・感染防止対策についてのポスター等の掲示。

※効果的な対策とは（別紙）

（２）入室（利用）人数の制限

- ・人と人の間隔（原則 2 m 少なくとも 1 m）を十分確保できるよう人数制限を設け、活動中は常に間隔を保ってください。
- 各施設の構造、部屋の広さ等により工夫をしてください。
- （例：部屋の面積 m^2 / $(2 \times 2 m^2)$ = 利用人数、透明ビニールカーテンの設置など）

（３）対策チェックリスト

ア 利用団体

- ・利用団体の代表者に記入していただき、感染防止対策について十分に説明する。
- また、その他の利用者の名簿、配席図の作成を依頼するとともに、感染が疑われる体調不良者が発生した場合は、必ず連絡するようコミュニティーセンター等の連絡先が記入された部分を切り取り渡す。

イ 施設管理者

- ・再開時と 1 週間に一回「感染症防止対策チェックリスト」を使用して、チェックを行う。

※それぞれのチェックリストは各施設で保管しておいてください。（個人情報の取り扱いに注意）

（４）清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・定期的な消毒や清掃と併せて、不特定多数が触れる環境表面（ドアノブ、手すり、机、椅子など）を、利用前後に清拭消毒することが重要。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(5) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ・共通のタオルの利用は禁止する。（トイレに限らない。）

(6) 留意点

- ・症状がなくても感染しているかもしれないという視点で、利用条件を設けていることを念頭に行動してください。
- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を行ってください。
- ・マスク着用時は、喉の渇きに気づきにくく熱中症リスクが高まっています。こまめな水分補給に努めてください。
- ・引き続き、「新しい生活様式」等に沿って、徹底した感染防止対策を講じることを前提として、地域コミュニティセンターの運営に努めてください。

(7) 感染者、感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

※各区役所の取り扱いをご記入ください。

例

- ・各施設管理者は感染者が発生した場合の一時退避場所等の具体的な対応を事前に想定しておいてください。

ア 感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

- ・医療機関等、未受診の場合（自己判断）



申告者へ「新型コロナ相談センター（帰国者・接触者相談センター）」への相談を促し、結果を連絡していただくようお願いする。
○区総務企画課に報告する。

イ 感染者（利用者・職員）が発生した場合 又は、
感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

- ・医療機関から感染が疑われると診断を受け、PCR 検査等を実施している場合



ただちに利用者及び職員は一時退避し、当該施設を閉鎖。
○区総務企画課に連絡の上、指示を仰ぐ。

※効果的な対策とは？

利用者に下記のような感染防止対策を実施していただくことを条件に使用許可。

カラオケ・合唱・コーラスなど

- ・歌唱する人は、2 m以上距離を取る。(ビニールカーテン等を設置、マスク着用又はフェイスシールドを装着する。)
- ・マイク等はそのつどアルコール消毒を行う。併せて個人ごとにマイクカバー等を使用する。(子供用靴下を代用している事案もあります。)
- ・換気中には歌唱禁止。
- ・終了後、床の清掃を行う。

ダンスなど

- ・2 m以上の距離を取って、体に接触しない。掛け声等を出さない。
(※指導者の声出しについては、必要最小限でお願いします。)
- ・終了後、床の清掃を行う。

運動など

- ・2 m以上の距離をとって、体に接触しない。掛け声等を出さない。
(※指導者の声出しについては、必要最小限でお願いします。)
- ・終了後、床の清掃を行う。

将棋・囲碁など

- ・マスク着用。対面しないように座る。
- ・手袋などをして駒・石など操作する。(対面する場合は、ビニールカーテン等を設置する。直接、駒・石などを操作する場合は、ゲーム中こまめに手指消毒を行う。)
- ・道具、器具などは、始めと終わりにアルコール消毒を行う。

調理室・給湯室

- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・調理室を使用する者は、体調管理、マスク(適宜フェースシールド)調理用手袋の着用及び手指消毒を徹底する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

[飲食物を提供する場合]

- ・間隔(原則2 m少なくとも1 m以上)を空けて座席を配置する。また、対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・利用者も手指消毒を行ってから入場させる。

- ・混雑時の入場制限を実施する。
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。（卓上には原則として調味料・ポット等を置かないようにする。利用者が入れ替わる都度、消毒や用具の交換を行う。）
- ・大皿での提供は禁止。
- ・料理の持ち帰りは禁止。（感染拡大や食中毒防止のため。）
- ・利用者が流動的な場合は、時系列に、氏名・連絡先等を名簿に記載させるなどの対応をする。

※ビニールカーテンやアクリル板なども、こまめな消毒を行ってください。

※3 密の中でも特に密接場面である、発声をする場所や、さらには運動などをして呼吸が増す場面、飲食をする場面（3 密プラス α とも呼ばれています）は、特にリスクが高くなります。改めてこうした場面に注意してください。

地域コミュニティセンター再開に向けたガイドライン等

一部緩和 令和3年12月1日

1 施設再開予定日

令和3年（2021年）10月1日（金）

2 再開に当たっての基本方針

- 本市対策本部会議の基本方針に基づいて判断する。
- 国及び県の定める基準、他都市の再開状況等を参考にし、感染防止対策が講じられていることを条件とする。

※感染状況が拡大した場合、本市対策本部の基本方針に基づいて再度休館する場合がある。

3 感染防止対策

（1）共通

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設出入口、会議室等のドアや窓を開け、（換気扇を回し）2方向で換気を行う。
（冷暖房使用时含む：30分に1回以上、数分程度、窓を全開する。）
- ・換気ができない部屋を使用しない。
（個室などの、窓のない密閉した部屋は使用しない。）

イ 密集場所を避ける

- ・人と人の間隔（原則2m少なくとも1m）を十分に確保する。
- ・対面ではなく横並び、又は、互い違いで座る。

ウ 密接場面を避ける

- ・入室（利用）人数の制限。行事等終了後は速やかに退館する。
- ・入退出時や会計時等における十分な間隔の確保。

② その他

- ・発熱や風邪、味覚障害、倦怠感等の症状がある方の利用制限や職員の勤務制限。
- ・咳エチケット、石鹸等での十分な手洗い、手指消毒の徹底。
- ・利用者及び職員に対する必要に応じたマスク着用の徹底（熱中症に注意し、運動中などは適宜外す）。
- ・飛沫感染のリスクが高い、カラオケ、合唱、ダンスなどや、呼気が激しくなる室内運動の制限。※効果的な対策が講じられれば許可する。
- ・同時に複数人が同じ道具（器具）を使用する活動の制限。※効果的な対策が講じ

られれば許可する。

- ・施設の適正な（清拭）消毒や清掃。（定期的にドアノブ、手すり、机、椅子、その他誰もが手に触れる部分等）
- ・調理室、給湯室の使用制限。※効果的な対策が講じられれば許可する。
- ・トイレ等の共通のタオルの使用禁止。
- ・鼻水、唾液などがついたごみ等は、ビニール袋にただちに入れ密封し、持ち帰ること。（ゴミ箱等の使用禁止）
- ・万が一に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、利用者の連絡先を把握。（チェックリストの提出）
- ・感染防止対策についてのポスター等の掲示。

※効果的な対策とは（別紙）

（２）入室（利用）人数の制限

- ・人と人の間隔（原則 2 m 少なくとも 1 m）を十分確保できるよう人数制限を設け、活動中は常に間隔を保ってください。
- 各施設の構造、部屋の広さ等により工夫をしてください。
- （例：部屋の面積 m^2 / $(2 \times 2 m^2)$ = 利用人数、透明ビニールカーテンの設置など）

（３）対策チェックリスト

ア 利用団体

- ・利用団体の代表者に記入していただき、感染防止対策について十分に説明する。
- また、その他の利用者の名簿、配席図の作成を依頼するとともに、感染が疑われる体調不良者が発生した場合は、必ず連絡するようコミュニティセンター等の連絡先が記入された部分を切り取り渡す。

イ 施設管理者

- ・再開時と 1 週間に一回「感染症防止対策チェックリスト」を使用して、チェックを行う。

※それぞれのチェックリストは各施設で保管しておいてください。（個人情報の取り扱いに注意）

（４）清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・定期的な消毒や清掃と併せて、不特定多数が触れる環境表面（ドアノブ、手すり、机、椅子など）を、利用前後に清拭消毒することが重要。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(5) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ・共通のタオルの利用は禁止する。（トイレに限らない。）

(6) 留意点

- ・症状がなくても感染しているかもしれないという視点で、利用条件を設けていることを念頭に行動してください。
- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を行ってください。
- ・マスク着用時は、喉の渇きに気づきにくく熱中症リスクが高まっています。こまめな水分補給に努めてください。
- ・引き続き、「新しい生活様式」等に沿って、徹底した感染防止対策を講じることを前提として、地域コミュニティセンターの運営に努めてください。

(7) 感染者、感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

※各区役所の取り扱いをご記入ください。

例

- ・各施設管理者は感染者が発生した場合の一時退避場所等の具体的な対応を事前に想定しておいてください。

ア 感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

- ・医療機関等、未受診の場合（自己判断）



申告者へ「新型コロナ相談センター（帰国者・接触者相談センター）」への相談を促し、結果を連絡していただくようお願いする。
○区総務企画課に報告する。

イ 感染者（利用者・職員）が発生した場合 又は、

感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

- ・医療機関から感染が疑われると診断を受け、PCR 検査等を実施している場合



ただちに利用者及び職員は一時退避し、当該施設を閉鎖。
○区総務企画課に連絡の上、指示を仰ぐ。

※効果的な対策とは？

利用者に下記のような感染防止対策を実施していただくことを条件に使用許可。

カラオケ・合唱・コーラスなど

- ・歌唱する人は、2 m以上距離を取る。(ビニールカーテン等を設置、マスク着用又はフェイスシールドを装着する。)
- ・マイク等はそのつどアルコール消毒を行う。併せて個人ごとにマイクカバー等を使用する。(子供用靴下を代用している事案もあります。)
- ・換気中には歌唱禁止。
- ・終了後、床の清掃を行う。

ダンスなど

- ・2 m以上の距離を取って、体に接触しない。掛け声等を出さない。
(※指導者の声出しについては、必要最小限でお願いします。)
- ・終了後、床の清掃を行う。

運動など

- ・2 m以上の距離をとって、体に接触しない。掛け声等を出さない。
(※指導者の声出しについては、必要最小限でお願いします。)
- ・終了後、床の清掃を行う。

将棋・囲碁など

- ・マスク着用。対面しないように座る。
- ・手袋などをして駒・石など操作する。(対面する場合は、ビニールカーテン等を設置する。直接、駒・石などを操作する場合は、ゲーム中こまめに手指消毒を行う。)
- ・道具、器具などは、始めと終わりにアルコール消毒を行う。

調理室・給湯室

- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・調理室を使用する者は、体調管理、マスク(適宜フェイスシールド)、調理用手袋の着用及び手指消毒を徹底する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

[飲食物を提供する場合]

- ・間隔(原則2 m少なくとも1 m以上)を空けて座席を配置する。また、対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・利用者も手指消毒を行ってから入場させる。

- ・混雑時の入場制限を実施する。
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。（卓上には原則として調味料・ポット等を置かないようにする。利用者が入れ替わる都度、消毒や用具の交換を行う。）
- ・大皿での提供は禁止。
- ・利用者が流動的な場合は、時系列に、氏名・連絡先等を名簿に記載させるなどの対応をする。

※ビニールカーテンやアクリル板なども、こまめな消毒を行ってください。

※3 密の中でも特に密接場面である、発声をする場所や、さらには運動などをして呼吸が増す場面、飲食をする場面（3 密プラス α とも呼ばれています）は、特にリスクが高くなります。改めてこうした場面に注意してください。

地域コミュニティセンターにおける感染拡大防止ガイドライン

令和 2 年 5 月 21 日
一部緩和 令和 2 年 7 月 10 日
一部緩和 令和 3 年 12 月 1 日
一部緩和 令和 4 年 10 月 3 日

1 基本方針

- 本ガイドラインは地域コミュニティセンター来館者等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国及び県の定める基準、本市対策本部会議等による市の方針に基づき、地域コミュニティセンターを利用するにあたり必要な感染防止の対策を示したものである。
- 今後、県のリスクレベルの状況や本市対策本部会議等による市の方針の決定・変更に合わせて、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。
- 本ガイドラインの規定に関わらず、感染状況が拡大した場合、本市対策本部の基本方針に基づいて臨時休館する場合がある。

2 感染防止対策

(1) 基本事項

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設管理者は施設出入口等の共用部分についてドアや窓を開け、(換気扇を回し) 2 方向で換気を行う。
- ・利用者は施設利用中は会議室等のドアや窓を開け、(換気扇を回し) 2 方向で換気を行う。
(冷暖房使用时含む：30 分に 1 回以上、数分程度、窓を全開する。)
- ・施設管理者は、上記に定める方法で換気ができない部屋は利用者に利用させない。
(個室などの、窓のない密閉した部屋は使用しない。)

イ 密集場所を避ける

- ・利用者は、施設利用中は、人と人が触れ合わない間隔を十分に確保し、近距離での会話を避ける。
- ・利用にあたっては、可能な限り対面ではなく横並び、又は、互い違いで座る。

ウ 密接場面を避ける

- ・利用者は、行事等終了後は速やかに退館する。

- ・利用者は、入退出時や会計時等の共用部分の移動にあたっては他の利用者と十分な間隔を確保して密集を作らない。

② その他

- ・発熱や風邪、味覚障害、倦怠感等の症状がある利用者は利用を制限する。
- ・職員が発熱や風邪、味覚障害、倦怠感等の症状がある場合は勤務を制限する。
- ・施設内では、咳エチケット、石鹸等での十分な手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・利用者及び職員は必要に応じてマスク着用を徹底する（熱中症に注意し、運動中などは適宜外す）。但し、2歳未満及び身体的理由で着用ができない方はマスク不要。
- ・飛沫感染のリスクが高い活動（カラオケ、合唱、ダンスなどや、呼気が激しくなる室内運動）や同時に複数人が同じ道具（器具）を使用する活動（囲碁・将棋等）、調理室、給湯室の利用については※効果的な対策を講じて利用すること。
- ・施設管理者は、施設の適正な（清拭）消毒や清掃を実施すること（定期的にドアノブ、手すり、机、椅子、その他誰もが手に触れる部分等）。
- ・利用者は、利用終了時に利用した部屋や器具等の消毒を行うこと。（消毒液等必要な用具は施設管理者が用意する。）
- ・トイレ等での共通のタオルは使用禁止とする。
- ・利用者及び職員は、鼻水、唾液などがついたごみ等は、ビニール袋にただちに入れ密封し、持ち帰ること。（ゴミ箱等の使用禁止）
- ・利用団体の代表者は、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、利用者の連絡先を把握しておくこと。
- ・施設管理者は感染防止対策についてのポスター等を施設に掲示する。

※効果的な対策については別紙に記載

（２）入室（利用）人数の制限

- ・施設管理者は、人と人が触れ合わない間隔を十分確保できるよう入室人数の上限を設ける。

（３）対策チェックリスト

施設管理者は、１週間に一回「感染症防止対策チェックリスト（施設用）」を使用して、チェックを行う。

（４）清掃・消毒

- ・施設の清掃・消毒の際は、市販されている消毒液、界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤などを用いて清掃すること。

- ・施設管理者は、定期的な消毒や清掃と併せて、不特定多数が触れる環境表面（ドアノブ、手すり、机、椅子など）を、利用前後に清拭消毒すること。
 - ・利用者の手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- (5) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）
- ・施設管理者は、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
 - ・施設管理者は、トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
 - ・共通のタオルの利用は禁止する。（トイレに限らない。）
- (6) 留意点（施設管理者）
- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、施設を利用する際はより慎重で徹底した感染対策の実施をお願いする。
 - ・マスク着用時は、喉の渇きに気づきにくく熱中症リスクが高まっているため、こまめな水分補給を呼びかける。
 - ・施設管理者は、引き続き、「新しい生活様式」等に沿って、徹底した感染防止対策を講じることを前提として、地域コミュニティセンターの運営に努める。
- (7) 感染者、感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

※以下に各区役所の取り扱いをご記入ください。

例

- ・各施設管理者は感染者が発生した場合の報告事項等の具体的な対応を事前に想定しておいてください。

ア 感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

- ・医療機関等、未受診の場合（自己判断）



申告者へ「かかりつけ医や身近な医療機関、発熱者専用ダイヤル」への電話相談を促し、結果を連絡していただくようお願いします。

○区総務企画課に報告する。

イ 感染者（利用者・職員）が発生した場合 又は、

感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

- ・医療機関から感染が疑われると診断を受け、PCR 検査等を実施している場合



検査の結果を連絡していただくようお願いする。

陽性の場合は、発症前 4 日間の施設利用の有無について聞き取りを行う。

○区総務企画課に連絡の上、指示を仰ぐ。

施設内の消毒清掃実施などを記載

※効果的な対策とは？

利用者に下記のような感染防止対策を実施していただくことを条件に利用許可する。

カラオケ・合唱・コーラスなど

- ・歌唱する人は、十分な距離（最低 1m、できるだけ 2m）を取る。（ビニールカーテン等を設置、マスク着用又はフェイスシールドを装着する。）
- ・マイク等はその都度消毒を行う。併せて個人ごとにマイクカバー等を使用する。（子供用靴下を代用している事案もあります。）
- ・換気中には歌唱禁止。
- ・終了後、床の清掃を行う。

ダンス・運動など

- ・マスク着用
- ・十分な距離（最低 1m、できるだけ 2m）を取って、体に接触しない。掛け声等を出さない。
（※指導者の声出しについては、必要最小限でお願いします。）
- ・終了後、床の清掃を行う。

将棋・囲碁など

- ・マスク着用。
- ・対面する場合は、ビニールカーテン等を設置する。直接、駒・石などを操作する場合は、ゲーム中こまめに手指消毒を行う。
- ・道具、器具などは、始めと終わりに消毒を行う。

調理室・給湯室

- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・調理室を使用する者は、体調管理、マスク（適宜フェイスシールド）、調理用手袋の着用及び手指消毒を徹底する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・調理した飲食物をコミセン内で提供及び持ち帰る場合において、それぞれ以下の措置を講じること。

〔飲食物をコミセン内で提供する場合〕

- ・人と人が触れ合わない間隔を確保した座席を配置する。また、対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・利用者も手指消毒を行ってから入場させる。

- ・混雑時の入場制限を実施する。
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。（卓上には原則として調味料・ポット等を置かないようにする。利用者が入れ替わる都度、消毒や用具の交換を行う。）
- ・大皿での提供は禁止。
- ・飲食中は会話を控えるとともに、食事以外の場面では原則マスクを着用する。
- ・利用者が流動的な場合は、緊急時に連絡が取れるよう主催者において利用者の把握を行う。

〔飲食物を自宅等へ持ち帰らせる場合〕

- ・感染防止の観点から、一つの容器に入った飲食物を複数人で分ける場合は事前に取り分けて飲食するよう周知する。
- ・食中毒防止のため、早期の飲食を周知する。

※ビニールカーテンやアクリル板なども、こまめな消毒を行ってください。

※3 密の中でも特に密接場面である、発声をする場所や、さらには運動などをして呼吸が増す場面、飲食をする場面（3 密プラス α とも呼ばれています）は、特にリスクが高くなります。改めてこうした場面に注意してください。

地域コミュニティセンターにおける感染拡大防止ガイドライン

令和 2 年 5 月 21 日
一部改訂 令和 2 年 7 月 10 日
一部改訂 令和 3 年 12 月 1 日
一部改訂 令和 4 年 10 月 3 日
一部改訂 令和 5 年 3 月 7 日

1 基本方針

- 本ガイドラインは地域コミュニティセンター来館者等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国及び県の定める基準、本市対策本部会議等による市の方針に基づき、地域コミュニティセンターを利用するにあたり必要な感染防止の対策を示したものである。
- 今後、県のリスクレベルの状況や本市対策本部会議等による市の方針の決定・変更に合わせて、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。
- 本ガイドラインの規定に関わらず、感染状況が拡大した場合、本市対策本部の基本方針に基づいて臨時休館する場合がある。
- 本ガイドラインは、令和 5 年 3 月 13 日から適用する。

2 感染防止対策

(1) 基本事項

① 三つの密を避けるための方策を実施する。

ア 密閉空間を避ける

- ・施設管理者は施設出入口等の共用部分についてドアや窓を開け、(換気扇を回し) 2 方向で換気を行う。
- ・利用者は、施設利用中は会議室等のドアや窓を開け、(換気扇を回し) 2 方向で換気を行う。
(冷暖房使用时含む：30 分に 1 回以上、数分程度、窓を全開する。)
- ・施設管理者は、上記に定める方法で換気ができない部屋は利用者に利用させない。
(個室などの、窓のない密閉した部屋は使用しない。)

イ 密集場所を避ける

- ・利用者は、施設利用中は、人と人が触れ合わない間隔を十分に確保し、近距離での会話を避ける。
- ・利用にあたっては、可能な限り対面ではなく横並び、又は、互い違いで座る。

ウ 密接場面を避ける

- ・利用者は、行事等終了後は速やかに退館する。
- ・利用者は、入退出時や会計時等の共用部分の移動にあたっては他の利用者と十分な間隔を確保して密集を作らない。

② その他

- ・発熱や風邪、味覚障害、倦怠感等の症状がある利用者は利用を制限する。
- ・職員が発熱や風邪、味覚障害、倦怠感等の症状がある場合は勤務を制限する。
- ・施設内では、咳エチケット、石鹸等での十分な手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・利用者及び職員のマスクの着用については、令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき必要に応じて各個人が判断することとする。
- ・飛沫感染のリスクが高い活動（カラオケ、合唱、ダンスなどや、呼気が激しくなる室内運動）や同時に複数人が同じ道具（器具）を使用する活動（囲碁・将棋等）、調理室、給湯室の利用については※効果的な対策を講じて利用すること。
- ・トイレ等での共通のタオルは使用禁止とする。
- ・利用者及び職員は、鼻水、唾液などがついたごみ等は、ビニール袋にただちに入れ密封し、持ち帰ること。（ゴミ箱等の使用禁止）
- ・利用団体の代表者は、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、利用者の連絡先を把握しておくこと。
- ・施設管理者は感染防止対策についてのポスター等を施設に掲示する。

※効果的な対策については別紙に記載

（２）入室（利用）人数の制限

- ・施設管理者は、利用者の入室人数について、人と人が触れ合わない間隔を十分確保できるよう利用者へ周知を行う。

（３）トイレ

- ・施設管理者は、トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ・共通のタオルの利用は禁止する。（トイレに限らない。）

（４）留意点（施設管理者）

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、施設を利用する際はより慎重で徹底した感染対策の実施をお願いする。
- ・マスク着用時は、喉の渇きに気づきにくく熱中症リスク等が高まっているため、こまめな水分補給を呼びかける。

- ・施設管理者は、引き続き、「新しい生活様式」等に沿って、徹底した感染防止対策を講じることを前提として、地域コミュニティセンターの運営に努める。

(5) 感染者、感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

※以下に各区役所の取り扱いをご記入ください。

例

- ・各施設管理者は感染者が発生した場合の報告事項等の具体的な対応を事前に想定しておいてください。

ア 感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

- ・医療機関等、未受診の場合（自己判断）



申告者へ「かかりつけ医や身近な医療機関、発熱者専用ダイヤル」への電話相談を促し、結果を連絡していただくようお願いする。

○区総務企画課に報告する。

イ 感染者（利用者・職員）が発生した場合 又は、

感染が疑われる体調不良者（利用者・職員）が発生した場合

- ・医療機関から感染が疑われると診断を受け、PCR 検査等を実施している場合



検査の結果を連絡していただくようお願いする。

陽性の場合は、発症前 4 日間の施設利用の有無について聞き取りを行う。

○区総務企画課に連絡の上、指示を仰ぐ。

施設内の消毒清掃実施などを記載

※効果的な対策とは？

利用者に下記のような感染防止対策を実施していただくことを条件に利用許可する。

カラオケ・合唱・コーラスなど

- ・歌唱する人は、十分な距離（最低1m、できるだけ2m）を取る。個人ごとにマイクカバー等を使用する。（子供用靴下を代用している事案もあります。）
- ・換気中には歌唱禁止。

ダンス・運動など

- ・十分な距離（最低1m、できるだけ2m）を取って、体に接触する場合はこまめに手指の消毒や汗のふき取りを行うこと。

将棋・囲碁など

- ・対面する場合は、ビニールカーテン等を設置する。直接、駒・石などを操作する場合は、ゲーム中こまめに手指消毒を行う。
- ・道具、器具などは、始めと終わりに消毒を行う。

調理室・給湯室

- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・調理室を使用する者は、体調管理、調理用手袋の着用及び手指消毒を徹底する。
- ・調理を行う際は、衛生管理の観点からマスク着用を励行する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・調理した飲食物をコミセン内で提供及び持ち帰る場合において、それぞれ以下の措置を講じること。

〔飲食物をコミセン内で提供する場合〕

- ・人と人が触れ合わない間隔を確保した座席を配置する。また、対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・利用者も手指消毒を行ってから入場させる。
- ・混雑時の入場制限を実施する。

- ・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。（卓上には原則として調味料・ポット等を置かないようにする。利用者が入れ替わる都度、消毒や用具の交換を行う。）
- ・大皿での提供は禁止。
- ・利用者が流動的な場合は、緊急時に連絡が取れるよう主催者において利用者の把握を行う。

〔飲食物を自宅等へ持ち帰らせる場合〕

- ・感染防止の観点から、一つの容器に入った飲食物を複数人で分ける場合は事前に取り分けて飲食するよう周知する。
- ・食中毒防止のため、早期の飲食を周知する。

※3 密の中でも特に密接場面である、発声をする場所や、さらには運動などをして呼吸が増す場面、飲食をする場面（3 密プラス α とも呼ばれています）は、特にリスクが高くなります。改めてこうした場面に注意してください。

地活発第 000026 号

令和 5 年（2023 年）4 月 27 日

各地域コミュニティセンター運営委員会会長様

地域活動推進課長 甲斐 智子

〇区役所総務企画課長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う
感染拡大予防ガイドラインの廃止について（通知）

平素より皆様方におかれましては、施設の適切な管理運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、本年 5 月 8 日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更される予定です。

この変更に伴い、「地域コミュニティセンターにおける感染拡大防止ガイドライン」を廃止することとしますので、お知らせします。

このため、5 月 8 日以降は、換気等の日常における基本的な感染対策については、利用者の判断に委ねることが基本となります。（入口の消毒液は、希望者が利用できるよう当面の間、設置をお願いします。）

また、窓口等に設置してあるパーテーション等の仕切りは、各センターの状況に応じて撤去等のご検討をお願いします。

当初のガイドラインの公表以降、感染対策にご対応いただきましたことに感謝申し上げますとともに、今後も感染状況や各センターの状況を踏まえて適宜ご対応いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

熊本市地域活動推進課

TEL 328-2036

〇区役所 総務企画課

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇